

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所において、営業職として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、営業車で移動中、停車したところ、後続の普通乗用車に追突され、負傷した。直ちにD病院に救急搬送され、翌○日、E病院に転医し、「頸椎捻挫、左下腿打撲傷、末梢神経障害、腰椎椎間板ヘルニア等」と診断され、以後、複数の医療機関において療養の結果、平成○年○月○日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第10級を超える障害等級に該当する障害と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴及び医証等から、①せき柱の障害、②頸椎捻挫に起因する神経症状であると認められるので、以下検討する。

(1) せき柱の障害

F医師は、腰部の可動域を測定し、せき柱の運動障害には該当しないものと意見しているものの、X線写真等からは、腰椎後方椎体間固定術を受けていることが確認されることから、当審査会としても、決定書に説示するとおり、せき柱の障害については、「せき柱に変形を残すもの」(障害等級第11級の5)に該当するものと判断する。

(2) 頸椎捻挫に起因する神経症状

F医師は、請求人の訴え及びG医師の診断書などを踏まえ、「頸部にがん固な神経症状を残す。」と意見している。当審査会としても、決定書に説示するとおり、頸椎捻挫に起因する神経症状については、「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第12級の12)に該当する程度とみるのが相当と判断する。

(3) したがって、請求人の残存障害は、腰部に「せき柱に変形を残すもの」(障害等級第11級の5)、頸椎捻挫に起因する「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第12級の12)が残存すると判断され、これらを併合して併合第10級相当となる。

(4) ところで、請求人は、筆跡が異なるとして、F医師の意見書に改ざんがあった旨主張するが、同主張を確認し得る証拠はなく、またそもそも何者かが改ざ

んを行う動機も見当たらないものであり、上記請求人の主張は採用できない。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。